

案 件 概 要

資料1

実施前（募集概要）	
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
内 容	
	<p>東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。</p> <p>1 協賛カテゴリ</p> <p>(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定 ・ 1億円（相当）以上 ・ 5,000万円（相当）以上 ・ 1,000万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上</p> <p>(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定 ・ 300万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）未満</p> <p>(3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業 以下1区分を設定 ・ 1万円以上</p> <p>2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで</p>
3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等	
4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断 (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの (2) 暴力団又は暴力団員等であること (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること	
申込後締結前	
対象期間	令和7年8月14日から同月27日まで申込分②
協賛申込内容確認結果等	
	申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
協賛受入の条件	<p>当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。</p> <p>■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。</p> <p>■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。</p> <p>■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。</p> <p>(2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。</p> <p>(3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。</p> <p>(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。</p> <p>(5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。</p>	R 7／9／17 財務契約検討会	財務契約検討会 (委員長) 総務部 板倉シニアマネージャー (委員) 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー

収入案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
本個別確認表の対象案件	令和7年8月14日から同月27日まで申込分②

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	●申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	●デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱等に反するものないこと	●協賛の内容が公費軽減の効果を与えるものと認められることを確認した。 ●その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	

案 件 概 要

共 通	
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 開閉会式計画実施運営委託
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	総合評価方式
内 容	
<p>【目的】 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025において、耳のきこえない人・きこえにくい人の参加はもとより、耳のきこえる人や多様な主体が参画し、共生社会の実現に資する式典とすることを目的とし、開閉会式の計画・運営に関する業務を委託する。</p> <p>【契約期間】 令和7年4月1日から令和8年1月30日まで</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none">1 式典企画2 式典会場設計3 式典準備及び運営4 式典広報5 式典警備	
<p>契 約 変 更</p> <p>○令和7年4月1日付で契約締結 契約者：株式会社TOPPAN 現契約金額：738百万円（税込）</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・開閉会式はきこえる人もきこえない人も楽しめるよう、光（照明）を効果的に使った演出をするため、舞台上にトラスを設置し、トラスに設置した照明により近距離から演者に光を当てる手法を想定していた。・受託事業者決定後、トラス設置に向けて構造計算や3D図面等で具体的な検証を行ったところ、安全対策を考慮した構造では、トラスや照明の一部が選手や観客の情報保障を行うビジョンを遮ることが判明した。・そのため、情報保障を確保しながら光を使った演出を効果的に行うため、トラスではなく床面LEDの設置に変更する。 <p>上記理由を踏まえ、同一性や入札時の競争性を損なうものではないことを確認のうえ、契約変更を行う。</p> <p>変更後契約金額（概算）：877百万円（税込） 増減額金額（概算）：139百万円（税込）</p> <p>【主な変更点】 業務内容「式典準備及び運営」のうち、「開会式-アーティスティックプログラム」業務について変更する。</p>	

契約・調達案件 個別確認表（契約変更）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 開閉会式計画実施運営委託
契約方式	総合評価方式

確認の視点	確認内容	備 考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、東京2025デフリンピックにおける開閉会式の準備・運営に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
見積価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、見積価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●大会を通じて東京の価値を高める経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●契約変更が妥当であることを、原契約との同一性の確保、新規発注による弊害及び経済性の比較の観点から検証を行い、確認した。	

東京2025大会エンブレム の商業目的の使用について

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025大会エンブレムの商業目的の使用について規程を以下の通り制定する

規程制定の趣旨

- 東京2025大会エンブレム(以下、「エンブレム」)の取扱いに関し、必要な事項を定める
- エンブレムについては、運営委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する
- 東京都や東京都スポーツ文化事業団等がエンブレムを使用するにあたり、使用申請書を運営委員会に提出し、運営委員会の許可を受けることとで無償で使用を認めることができる ※報道機関がエンブレムを報道目的で使用する場合は申請は省略可能
- エンブレムガイドライン基本原則では、原則としてエンブレムを営利目的で使用することは認めないが、協賛企業についてはこの限りではないとし、営利目的で使用できるのは協賛企業に限定している

商業目的による使用

- 大会エンブレムを、協賛企業が商業目的で商品に使用する場合は有償、景品・配布物・広告宣伝に使用する場合は無償で使用できる
- 商業目的でエンブレムを使用する場合は、別表により算定した額を使用料として運営委員会に納付する
※ ただし、運営委員会が特に認めるときは、使用料を免除することができる
- 別表により定められた使用料は以下の通りである

(1) 販売を目的とするもの(商品)	小売価格(消費税抜き)×製造個数×7%
(2) 販売以外を目的とするもの	①景品、配布物等 → 無償 ②広告宣伝 → 無償

※ 協賛企業がエンブレムを使用した商品を販売できるのは、大会までに制作した商品がなくなるまでとする

参考

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 大会エンブレム使用取扱規程

(商業目的による使用)

第6条 大会エンブレムを協賛企業が、販売を目的とする商品に使用する場合は、有償で使用できるものとする。ただし、景品・配布物・広告宣伝に使用する場合は、大会協賛カテゴリの範囲内使用であると認められる場合は無償とする。

(商業目的による使用の申請および許可、報告)

第7条 商業目的により、大会エンブレムを使用しようとする者は、あらかじめ「東京2025大会エンブレム商業目的使用許可申請書」を運営委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 運営委員会は第1項の規定による許可に關し、通知を行う際、使用条件を付することができる。

3 前項の規定により許可を受けて、大会エンブレムを使用した者は、各年度終了後30日以内または使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「東京2025大会エンブレム商業目的使用報告書」を運営委員会に提出しなければならない。

(商業目的による使用に係る使用料)

第8条 大会エンブレムの商業目的による使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として運営委員会に納付しなければならない。ただし、運営委員会が特に認めるときは、使用料を免除することができる。

2 前項の規定に基づく使用料は、前条第2項に規定する通知の日から起算して、30日以内(振込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日)に運営委員会が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。なお、振込手数料については、当該許可を受けた者が負担するものとする。

3 納付された使用料は、返還しない。ただし、運営委員会が特に認める場合は、この限りではない。

別表(第8条関係)

1 販売を目的とするもの(商品)

大会協賛企業は、小売価格(消費税等賦課前)×製造個数×7%とする。

2 販売以外を目的とするもの

(1) 景品、配布物等 大会協賛企業は、無償とする。

(2) 広告宣伝 大会協賛企業は無償とする。

3 その他、営利を目的とするものは申請者と運営委員会の協議により決定する。